

行政視察報告書

令和7年8月29日

会派名 江南政策研究会
会派代表者 片山裕之

(参加者：片山裕之、中野裕二、長尾光春、土井紫)
行政視察の結果について、次のとおり報告します。

年 月 日	令和7年7月23日（水）
視察時間	14：00～15：30
視 察 先	多治見市役所
視察項目	多治見市子どもの権利条例について

行政視察報告書

年 月 日	令和7年7月23日（水）
視察時間	14：00～15：30
視 察 先	多治見市役所
視察項目	多治見市子どもの権利条例について
■目的 国連で「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が採択されて36年が経ち、国内でもこれまでに多くの自治体が子どもの権利に関する条例等を制定してきたが、江南市では子どもの権利に対する理解・関心が深まる機運はなかった。 一方で、子どもの自殺者数や児童虐待の相談対応件数の増加傾向が全国的に表れている。国はこれまで個別の法律で対応していた子ども施策を包括する方針を示し、令和5年にこども家庭庁を発足、こども基本法を施行した。 自治体にはこども計画の策定が努力義務とされており、今後は江南市でも計画策定の動きが生じてくると考えられる。しかしながら、市・市民・議員のいずれをとっても子どもの権利に対する理解・関心が十分でない中、単に国の方針を受けての計画策定では、市と市民にとって価値のある結果となることに期待ができない。また、市では昨今子どもの自殺やいじめの報告が相次いでおり、改めて子どもの権利を確認する危急の必要が認められる。 こうした背景から当会派では、今一度子どもの権利の重要性を確かめ、その尊重を市内各員に求める条例の制定について検討したい。翻って「多治見市子どもの権利条例（多治見市子どもの権利に関する条例）」は、全国各地の同趣旨の条例の中でも、具体的に権利擁護、救済・回復まで踏み込んだ内容を含んでいる点に特色がある。さらに条例制定後も、推進計画や条例改正等による継続的な取組を実現している点でも、理念提唱に留まらない貴重な先進事例となっている。これら多治見市の取組に学ぶことで、江南市においても子どもの権利に対する理解・関心を醸成するための参考とすることが、本視察の目的である。	

■ 内容

【調査事項】 多治見市子どもの権利条例について

◎背景・特徴

- ・ 条例を制定するに至った背景は何か。
- ・ 条例において多治見市ならではの特徴や課題は何か。
- ・ 条例の制定に当たり、参考にした他市町の事例等はあるか。

◎制定に向けた過程

- ・ 条例制定に向け、どのような組織が編成されたか。
- ・ 条例制定までにどれくらいの期間を要したか。
- ・ 条例の制定に当たり、子どもや市民の意見をどのように取り入れたか。
- ・ 条例制定に向け、市民との意見交換はどのように行われたか。

◎対象

- ・ 教育、福祉分野での職員研修などは実施しているか。

◎実施

- ・ 子ども政策を展開するに当たり、異なる世代や市全体への影響も踏まえ意識していることはあるか。
- ・ 子ども政策の展開に当たり、市組織の所感や指示系統などを整理したか。
- ・ 子どもの権利擁護委員事業について詳細が知りたい。
- ・ 子ども会議の開催に当たり、どのように参加を呼び掛けているか。
- ・ 条例の内容を小・中学校の道德等の授業において、全ての子どもに周知等がされているか。

◎効果

- ・ 条例の施行後、どのような成果が見られたか。
- ・ 指標や調査による効果の評価は行っているか。

◎今後への課題

- ・ 令和2年の条例改正の経緯は何か。

【説明】 多治見市子どもの権利に関する条例に係る取組について

◎環境文化部くらし人権課 課長、人権グループ主任

◎子どもの権利に関する所管課は「環境文化部くらし人権課」で、子育てに関する「こども健康部こども家庭課」に先行して組織されている。くらし人権課は他に男女共同参画や国際交流などを扱い、子ども施策においては権利保障の観点からこども家庭課を第三者的に監視する役割にある。

◎計画についても、くらし人権課は「子どもの権利に関する推進計画」を進めており、こども家庭課の「こども未来プラン」とは明確に線引きをしている。

◎条例制定は、条約批准をきっかけに市長がマニフェストに盛り込む。アンケート調査や子ども議会の実施など、時間をかけて趣旨を浸透させ、約7年後の平成15年度に制定。全国で4番目となる。

◎条例の前文は「たじみ子ども会議」やアンケート等で意見聴取して作成。計画の基本理念に当たり、ですます調で書かれている。

- ◎児童福祉法と児童虐待防止法が改正されたことを受け、令和2年3月に条例を改正。体罰の禁止を明記するなど「子どもの命を守る」ことを強調している。
- ◎条例は、理念を掲げるだけでなく、子どもの権利の普及、生活の場での権利保障、意見表明・参加の促進、権利侵害からの救済と回復、施策の推進・検証など、多岐にわたって定めた「総合型」の条例であることが特徴的。
- ◎条例に基づき、子どもの権利擁護委員制度が設けられている点は大きい。行政から独立した第三者機関であり、子どもの権利侵害に対して調査・勧告・是正要請ができる。専門家である擁護委員3名と、「子どもの権利相談室」常駐の相談員2名体制で、関係機関とも連携して子どもの権利の救済・回復を支援する。報告書の作成や、報告会も実施。
- ◎条例に基づき設置された「子どもの権利委員会」は、調査・審議を通して各施策を評価する。また、これまでに子どもの貧困、ヤングケアラー対策などについて施策の実施を市へ提言してきた。委員は7名で、年に3回の会議を行う。
- ◎条例の準備段階から続く「たじみ子ども会議」は、関係者と対等な立場で子どもたちが普段思っていることを自由に話し合うことができる場として設けられている。令和7年度で28回目となり、移住・定住の促進案や、学校改革案など、多様なテーマで市長に意見書を提出。企画・準備は小学4年生から高校3年生までが登録する「たじみ子ども会議☆子どもスタッフ」が担い、子どもたちが安心して過ごせる居場所の一つともなっている。
- ◎「子どもの権利セミナー」の開催、「子ども情報センター」の設置なども。
- ◎条例や子どもの権利の周知は道半ば。また、子どもの自己肯定感が低下していることから、子どもを取り巻く環境が変化している中で、子どもが安心して自分らしく生活できるまちをどうつくっていくかが課題。

【提供資料（調査事項関連）】

- ・多治見市子どもの権利に関する条例に係る取組について
- ・多治見市子どもの権利条例～子どもの笑顔があふれるまちづくり～
- ・多治見市子どもの権利に関する条例～令和2年3月の改正により「命を守る」ことを重点とする内容が加わりました！～
- ・第4次多治見市子どもの権利に関する推進計画 令和7年度～令和16年度
- ・多治見市子どもの権利セミナーチラシ
- ・令和6年度多治見市子どもの権利擁護委員・多治見市子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」活動報告書
- ・子どもの権利に関するアンケート調査結果報告書 令和6年2月
- ・令和5年度「子どもの権利に関するアンケート調査」結果ダイジェスト おとな版

■所感

多治見市では、全国でも先駆けて子どもの権利問題に取り組んでおり、しかも理念提唱に留まるのではなく権利擁護委員の設置など実効性のある施策まで展開してきた。この機運がどのように成立したのかが視察前の疑問として大きかったが、説明によると条約批准と市長マニフェストにより突如一挙に進められたというのが

答えだった。逆に、その方針が定まってから条例制定が現実化するまでに十分な時間をかけており、市内部や市民間へは徐々に理解を広げてきたとのことである。そうであるならば、やはり江南市でも政治主導で改めて子どもの権利の重要性を取り上げ、条例の制定を経て市民意識向上につなげるという進め方は可能そうだ。

また特徴的なのは、子ども施策という子育て支援と混同される問題に対して、多治見市では「くらし人権課」が子どもの権利、「こども家庭課」が子育て支援を所管することで、明白に区別している点である。子ども施策を福祉的な視点に終始させず、そもそも一人の人間として他の世代と同じく権利を守るという姿勢が巧みに確立されている。「こどもまんなか社会」という国の方針とも合致する。江南市でも、子どもの権利に関する理解が市民でも市当局内でも深まっていない中、こうした「権利」の問題として捉えやすい機構づくりは一考の余地がある。一方で、課題である縦割り行政の観点からは、こども施策の一本化という潮流から離れる。複数の課にこども施策を分割する場合は、円滑な連携が可能であるかに議論を要する。多治見市の例を参考とする際には、両者は協働関係にあるというよりも、こども家庭課の施策が子どもの権利に照らして問題がないか「監視」する機能をくらし人権課に持たせたという、両者が独立した関係にあることを忘れてはならないだろう。

子どもの権利擁護委員制度は、多治見市の条例がより有意義なものと評価できる非常に大きな要因である。心理士・校長経験者・弁護士といった専門家が権利侵害に対応し、調査・勧告・是正要請までできる強い権限を持っている。強力な出口に加えて、相談員2名が常駐する相談室という広い入口も設けており、相談を受ける段階から解決へつなげる段階まで、具体性を持った一連の施策を展開している点に学ぶことは多い。本事業全体を通じて、まさに「人権」の考えをそのまま子どもについて特筆したような考え方が一貫しており、その点で他市町の事例より優れていると評価できる。またしばしば指摘される、「子育て」との混同や、権利には義務が伴う（＝子どもに権利はない）という発想に対するアンチテーゼとしても正しい。こうした土台が整った背景には、多治見市に何らかの異なる経緯があったためではないかと感じるほどで、江南市にはなかった発想だと思う。

子ども会議については、子どもスタッフが企画していること、会議に先んじて事前勉強会を実施することでタブーのない議論ができていることを習いたい。特に、「学校革命をおこそう」というテーマが教育委員会の反対なく設定された例には驚いた。市教委としても、かえって考え方を理解してもらうきっかけになる、と前向きな捉え方をされているようだ。そうした機能が実現可能なのであれば、子ども会議は子どもの意見表明の場として以上の意味を持ち得る。別の枠組みではあるが、子ども情報センターを設置していることも、「知る権利」を保障するとともに民主主義的社会参画の質を高めることに寄与する、意義深い取組であると感じた。

全体を通して、多治見市子どもの権利条例は、非常に多角的で実効的な施策を伴う、想像以上に優れた取組であるように感じた。一方で、そうであっても市民一般への周知や理解は徹底されていないことを課題としているようで、そこまで一挙に解決することはいずれにしても困難なようであるとも実感した。であるならば、欲張らずに最初の一步として条例制定を考えるのが、やはり筋といえそうだ。